

## 施設外就労Q&A

**Q1** 障害のある方を受け入れるには、障害に対する専門的知識が必要ですか？

**A** 施設外就労では、障害者施設の職員が同行し、社員の方と障害のある方の橋渡し役になるため、障害に対する専門的な知識がなくても、円滑な関係づくりができます。

**Q4** 企業の作業に向いている人がいたら雇用しても良いですか？

**A** はい。施設外就労は障害のある方の一般就労に向けての訓練がありますが、企業の方に働く力を見ていただくチャンスでもあると考えています。

**Q7** どのような障害をお持ちの方が対象ですか？

**A** 主には、身体障害、知的障害、精神障害の方が対象となります。

**Q2** 施設外就労を受け入れるにあたって、特別な準備が必要ですか？

**A** 障害の状況によっては、作業環境の調整等が必要な場合があります。障害者施設の職員が円滑に作業を進めるためのノウハウもっていますので、障害者施設の職員と打合せをしていきます。

**Q5** 契約の形態はどうなりますか？

**A** 障害者施設との、業務委託契約の締結となります。個人との契約ではありません。企業側と障害者施設側との業務委託契約書の取り交わしが必須です。

**Q8** 施設外就労を検討してみたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

**A** 企業側と障害者施設側が仕事内容・報酬・時間帯等で合意すれば、施設外就労の業務委託契約書を交わしたのちにスタートできます。

**Q3** 仕事はたくさんありますが、障害のことがわからないので、どこまで任せていいかわかりません。

**A** 障害者施設の職員が障害のある方の特性に合わせて、引き受け可能か相談に応じます。

**Q6** 就業場所までの交通手段や経費はどうなりますか？

**A** 障害者施設側が送迎し、その経費も施設負担となります。

**Q9** 仕事はどのように覚えてもらうのですか？

**A** 企業側に職員の方から障害者施設職員が指導・教育を受けて、各障害のある方に教えます。基本的には、企業の職員さんから直接障害のある方へ指導することはありません。



〈あいサポート運動シンボルマーク〉  
誰もが、様々な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践し、誰もが暮らしやすい社会(共生社会)を皆さんと一緒につくっていく運動です。



障害のある方の「働きたい!」を  
支援したい企業のみなさんへ

広げたい!! 働くチャンス!!

まずは業務の一部を委託することから  
始めてみませんか?



## 問い合わせ先

特定非営利活動法人  
山口県社会就労事業振興センター  
〒753-0072  
山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内  
TEL:083-933-1522 FAX:083-933-1533



## 発行

山口県健康福祉部 障害者支援課  
〒753-8501  
山口県山口市滝町1番1号(山口県庁5階)  
TEL:083-933-2763 FAX:083-933-2779

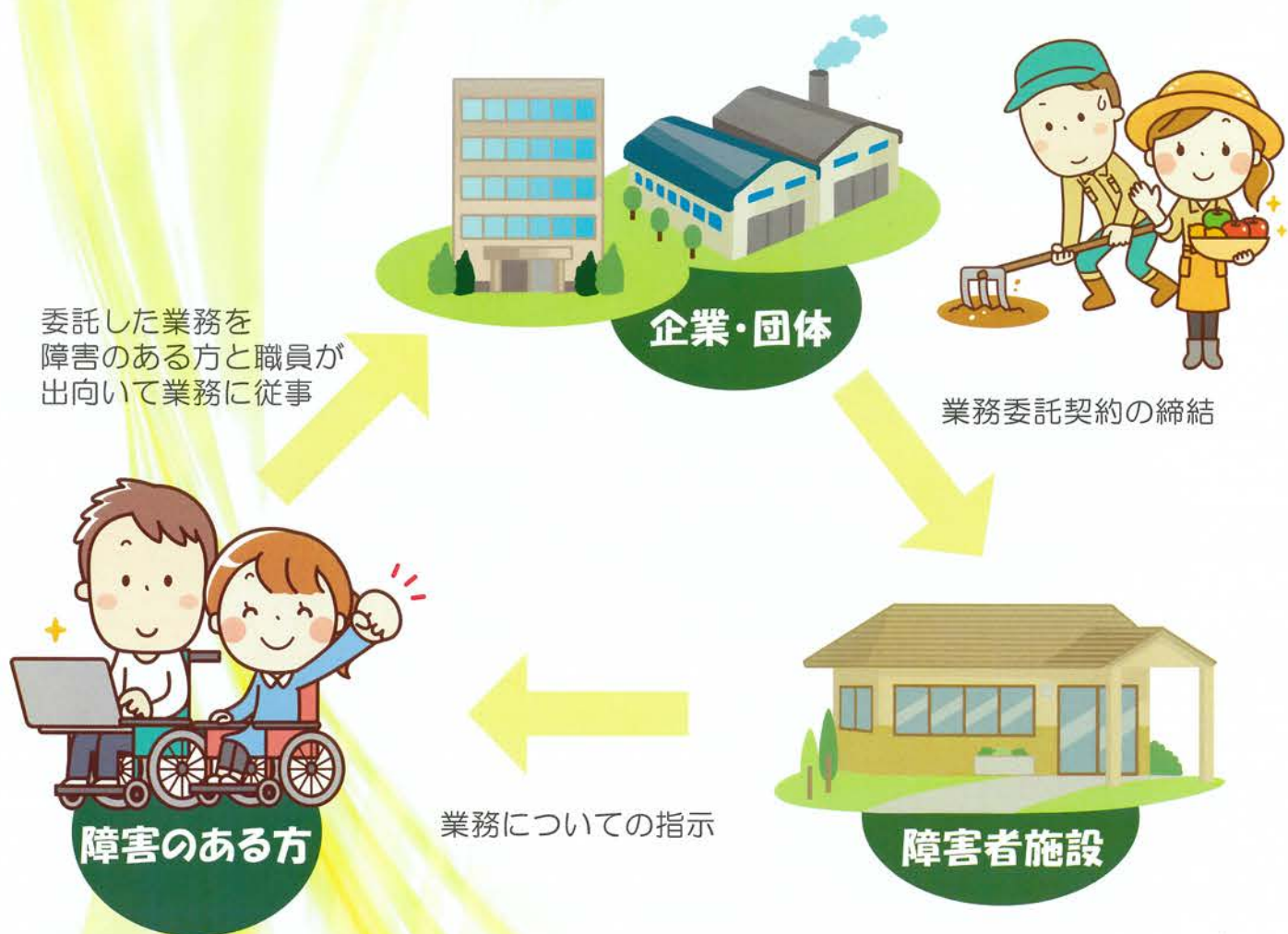
平成31年3月

山口県  
特定非営利活動法人 山口県社会就労事業振興センター

# 施設外就労とは？

一般企業の業務の中で、障害のある方にも従事できる作業について、企業と障害者施設との間で「業務委託契約」を締結し、企業内などにおいて支援員と障害のある方でその業務を行います。

- 業務の一部を障害者施設に委託する形態です。労働基準法の業務請負にあたります。
- 例えば、パソコン入力、検品、商品仕分け、袋詰め、箱組立、清掃などがあります。
- 障害のある方への指示や指導は、障害のある方の特性などに応じて障害者施設の職員が行います。
- 施設外就労を通じて企業等で作業することで将来の雇用への自信へつながります。



たとえば

こんなことができます。



## 清掃

トイレ清掃  
工場内  
事務室などの清掃  
公共施設  
ビル建物の清掃  
公共施設などのゴミ拾い



## 草刈・剪定

除草  
草刈  
剪定  
草刈処分業務

# 請負可能な業務



## 便利屋

リサイクル(分別作業)  
ポストクリーニング作業  
ハウスクリーニング



## 学校給食配膳

準備  
仕分け  
配膳 など

たとえば

こんな取組の例があります。

# 受入企業・施設の声

## THK(株)の声

## 受入企業担当者の方より

障害者雇用への一歩が踏み出せないとお悩みの方には、施設外就労をおすすめします。受入時に多くの企業が抱える不安（障害者の方への教育・係り方・トラブル時の対応など）を事業所の職員が帯同して作業をすることで不安を解消し、無理のない受入が可能となります。弊社では、共に働くことにより障害や障害者への正しい理解が生まれてきています。また、障害のある方も実際の現場で働くことにより就労への問題点を克服して、やりがいや働く喜びを肌で感じ、一般就労へ大きく踏み出すことができています。

このように施設外就労は労使双方にとって素晴らしい制度だと思います。今後、このような働き方が、山口県内企業に浸透すれば障害者雇用は大きく前進して行くのではないのでしょうか。

## 障害者施設担当者の方より

## なごみの里ワークセンターの声

施設外就労は企業・障害者・支援事業所にとって「Win-Win-Win」な最も効果的な制度となっています。企業側からは雇用契約を結ばず労働力を確保でき、障害のある方は工賃が上がり、支援事業所は設備投資なしで売り上げを確保できるからです。仕事は抜群にできます。体調的・精神的な不調が出た場合は支援員が察知し、事前に対応していきますので、企業様へのご迷惑や本人への負担やストレスも軽減されます。一人の労働力として仕事を頂ければ、その仕事ができるように創意・工夫を凝らし完遂します。

「配慮」は必要ですが「遠慮」はいりませんので、是非ご検討下さい。